

日本きのこ学会社員総会規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

第1条 定期社員総会は、年1回行うこととし、社会情勢等によりリモートで行うこともできる。

第2条 定期社員総会の構成員は理事、正会員枠の代議員、団体会員の代表者、幹事、会計監査とする。

第3条 定期社員総会は、総代議員数の過半数の出席により成立する。

第4条 定期社員総会は、以下の事項を審議する。

- (1) 事業計画および収支予算の承認
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 定款及び規定等の変更
- (5) 定款で規定する事項
- (6) その他理事会または総会が必要と認めた事項

(7) 会員の除名及び代議員の解任

(8) 監事の解任

(9) 役員などの責任の一部免除

(10) 定款の変更

(11) 事業全部の譲渡

(12) 法人の解散

(13) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

第5条 出席代議員の議決権の過半数により、なお(7)から(13)の事項に関しては、議決権数の3分の2以上の多数により決議する。

第6条 定期社員総会の議事録を作成し、10年間事務局で保存する

第7条 本規程の改定は代議員会の決議による。